



平成28年10月28日

職務発明規程の整備支援強化期間のお知らせ  
～せっかくの発明、今のままではもったいない！～

平成28年11月1日より平成29年2月28日の期間、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、当該期間中の相談体制を強化し、中堅・中小・ベンチャー企業における職務発明規程の整備を強力に支援します。特許庁でも説明会やセミナーを開催し、関心が薄かった中堅・中小・ベンチャー企業にも情報提供を進めます。また、同期間中、秘密情報管理体制の構築に関する周知活動も積極的に行っていきます。

※INPITは、「インピット」と読みます。

平成27年度法改正により、平成28年4月1日から従業員が職務上行った発明（職務発明）について、発明完成時に特許を受ける権利を会社帰属とすることや、金銭以外の報奨制度を導入することが可能となりました。これらの仕組みは、各社の事情に応じた柔軟な権利処理や多様なインセンティブ設計を可能とするものですが、実際に導入するには、職務発明規程の制定・改定が必要となります。

INPITが全国の47都道府県に設置している知財総合支援窓口では、知的財産に関する中小企業等からの相談に対し、職務発明規程等の整備を含むさまざまな支援を行っています。

この度、INPIT及び知財総合支援窓口は、中堅・中小企業における職務発明に関する社内規程等整備の促進を支援するため、11月1日から2月28日までの4か月間、相談支援体制の強化・充実を図る「職務発明規程の整備支援強化期間」を設定し、支援を強化します。特に、中小企業等においては、就業規則において職務発明の取扱いを規定するケースも多いことから、弁護士等の派遣支援を一層強力に進めるなど、支援メニューの充実を図り、中小企業等からのご相談に積極的に対応していきます。

さらに、特許庁が全国で開催する知的財産権制度説明会（実務者向け）や巡回特許庁におけるセミナーにおいて、職務発明制度の概要や、新たに導入された原始会社帰属や職務発明ガイドライン等を中心に、職務発明規程を導入するメリットや規程整備の進め方についてもご紹介します。

また、営業秘密の取扱いについても、社内の規程を整備することが秘密情報の流出時に法的保護を受ける上で重要であることから、今回の職務発明規程の整備に併せて、同期間 I N P I T では、営業秘密管理規程を含む企業の秘密情報管理体制の構築に関する情報提供や周知活動も積極的に行っていきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

独立行政法人工業所有権情報・研修館 ( I N P I T )

知財活用支援センター長 奥

担当者：千葉、平野

電 話：03-3581-1101 (代表)

03-3503-6051 (直通)

特許庁企画調査課

課長 中村

担当者：嶋田、木原、足立

電 話：03-3581-1101 (代表)

03-3592-2910 (直通)

#### <参考資料>

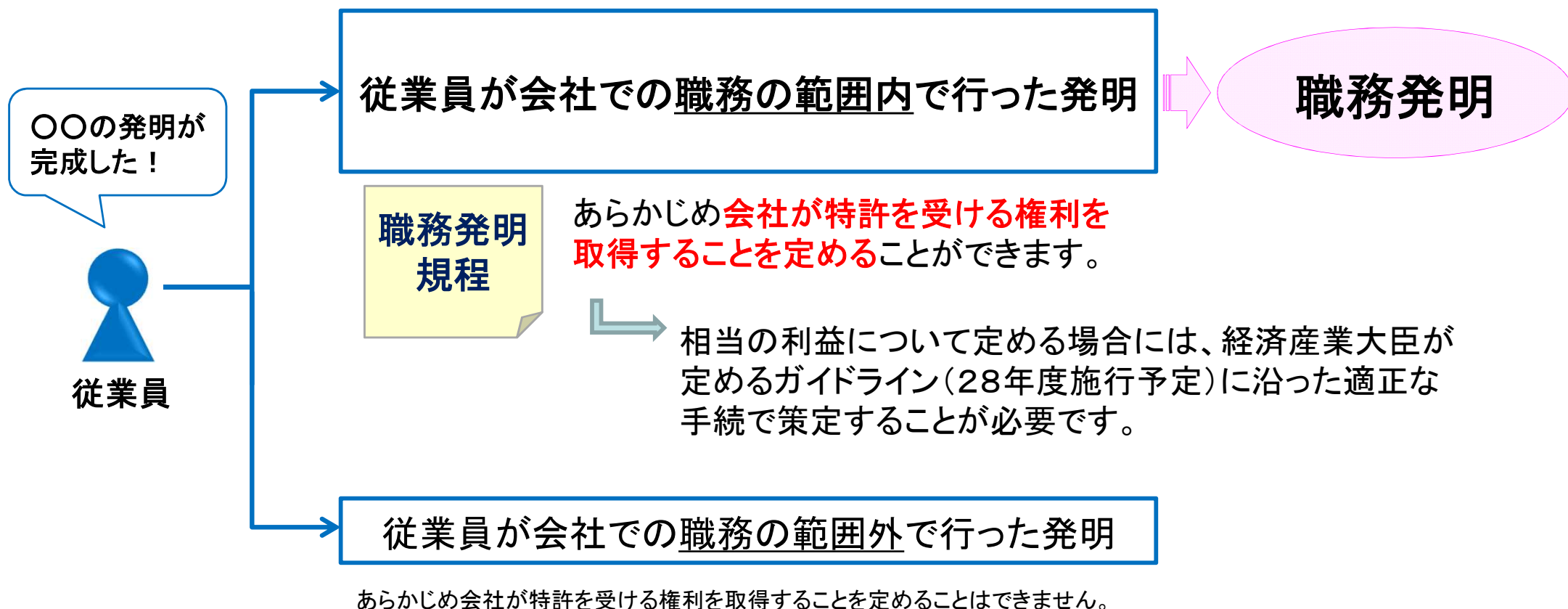
- ・ [職務発明規程チラシ：せっかくの発明、今のままではもったいない！](#)
- ・ [営業秘密・知財戦略相談窓口チラシ：御社の秘密情報管理に取り組んでみませんか？](#)

**中小企業のための  
職務発明規程導入について  
～発明の推奨と円滑な活用～  
＜平成27年度法改正を受けて＞**

**特許庁  
(独)工業所有権情報・研修館**

# 職務発明とは？

- 職務発明とは、従業員が会社での職務の範囲内で行った発明です。従業員が会社での職務の範囲外で行った発明は、職務発明には含まれません。
- 職務発明を社内でどのように取り扱うかを定めたものが、一般的に「職務発明規程」と呼ばれています。
- 特許を受ける権利は原始的には従業員（発明者）のものですが、職務発明規程等において、あらかじめ会社がその権利を取得することを定めたときは、会社に帰属します。

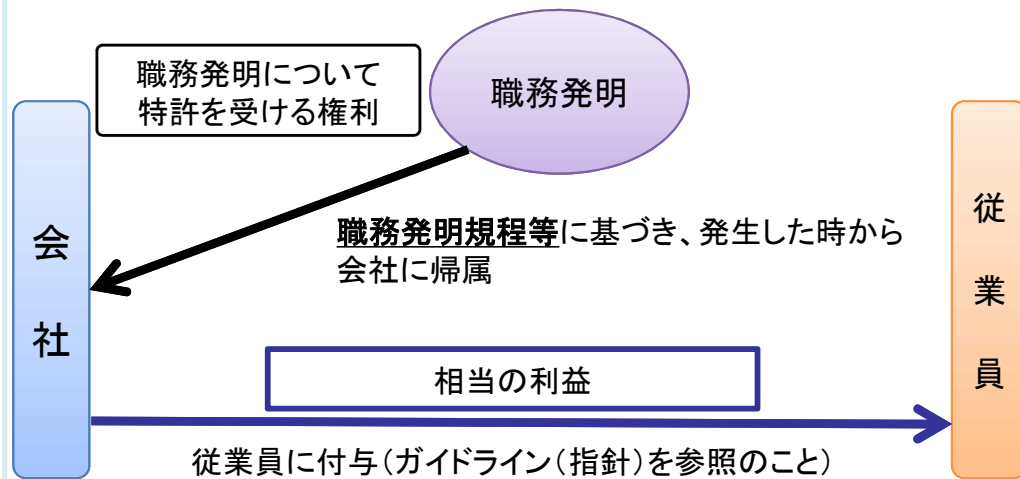


# 職務発明規程とは？

- ほぼ全ての大企業(99%)は職務発明規程を整備済みですが、中小企業の場合の一部(20%)のみです。
- 職務発明規程には、従業員(発明者)に与えるインセンティブ(「相当の利益」)の内容等を規定します。

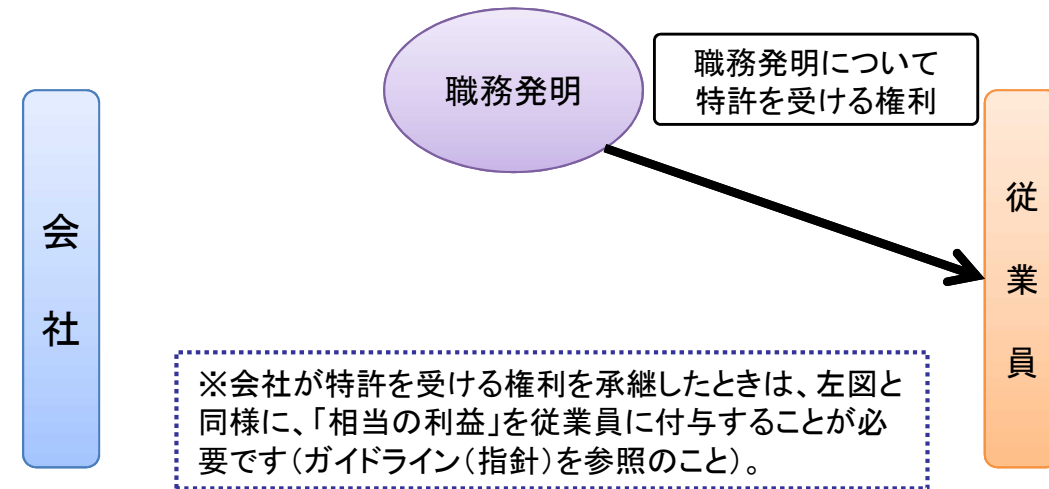
## 【初めから会社に特許を受ける権利を帰属させる場合】

- 職務発明規程等に基づき帰属の意思表示をした場合には、発明が生まれたときから特許を受ける権利を会社に帰属させることが可能です。



## 【従業員に特許を受ける権利を帰属させる場合】

- 大半の中小企業(80%)が職務発明規程等なし(帰属の意思表示なし)の状況です。
- あらかじめ職務発明規程等により帰属の意思表示をしなければ、従来とおり、特許を受ける権利は、発明が生まれたときから従業員に帰属します。



## 職務発明規程の例

職務発明規程には、主に以下の事項が盛り込まれます。下記の内容について、契約や勤務規則等において定めることもできます。

- ✓ 発明の届出(従業員が発明した際の届出)
  - ✓ 権利の法人への帰属
  - ✓ 「相当の利益」の内容(金銭・留学など)
  - ✓ 従業員からの意見の聴取手続
- 等

# 職務発明規程導入のメリット

- ①従業員の発明のインセンティブを高めるメリット(内部効果)とともに、②研究開発に力を入れる企業として信頼度が増す、大学や企業との共同研究もスムーズにいく等のメリット(外部効果)が生まれます。



経営者

- ✓ 会社としてもっと技術開発に力を入れていこう！
- ✓ 従業員の発明のインセンティブを高めたい！
- ✓ その一環として、職務発明規程を入れてみよう！

職務発明  
規程

## 対内的なメリット

### 従業員のモチベーションアップ

例) 優れた職務発明に対して、社長賞として全社員の前で表彰・チームの研究開発費を増額、優秀な研究者の採用等

## 対外的なメリット

### 会社のイメージアップ

例) 対外的に公表される経営レポート等で、社内に職務発明規程が整備されていることをアピール、等



従業員

- ✓ どんどん**新しいアイデア**を出せるように頑張ろう！
- ✓ 社内で表彰されるように**チーム一丸**となって頑張ろう！



取引先

- ✓ しっかり社内環境が整備されている会社だから、**安心して取引**できる！
- ✓ **スムーズに共同研究開発**ができる！
- ✓ **技術開発に力を入れている会社**だ！

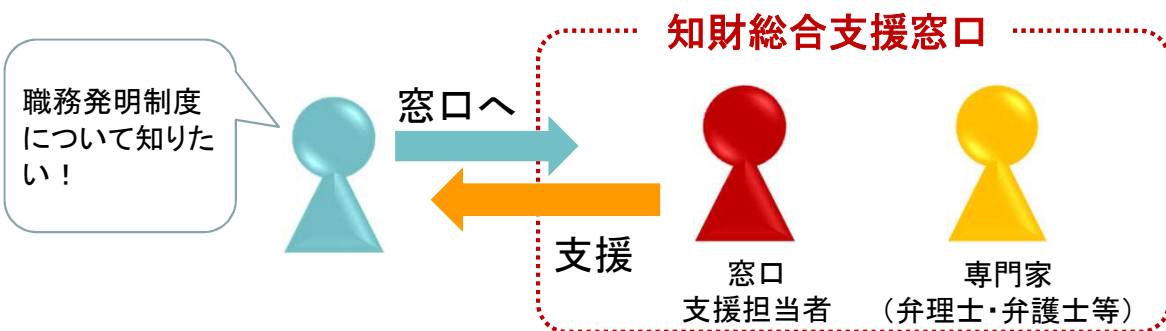
社内全体での発明意識 (アイデア創出) の活性化

研究開発に力を入れる企業として信頼度が向上

# 職務発明に関するご相談は「知財総合支援窓口」へ

- 「知財総合支援窓口」では、職務発明に関するご相談に対し、**窓口支援担当者**が、**無料で**相談に応じます。
- また、より専門的で高度なご相談に対しても、**専門家(弁理士、弁護士等)**による**アドバイス**を**無料で**受けることができます。
- **全国47都道府県にある相談窓口**でご相談が受けられる他、**窓口支援担当者や専門家が御社を訪問して支援**することも可能です。

## ■ 最寄りの「知財総合支援窓口」へご相談ください



## ■ ご希望に応じ、支援担当者や専門家が御社を訪問します



## 支援内容の例

### ● 職務発明に関する基本的な質問・相談への説明

- 職務発明とはそもそも何？
- 職務発明規程導入のメリットは？
- 参考になる資料があれば教えてほしい。
- 法改正の内容は？

### ● 職務発明規程導入に関する具体的な支援

- 職務発明規程の策定にあたり、どのようなポイントを盛り込んだらよいの？
- 職務発明規程を導入する際に、社内でどのような書類等を整備する必要があるの？
- 「相当の利益」を検討するにあたって参考になる資料はある？
- 職務発明規程導入後に運用していくにあたり、社内でどのような説明・教育を実施することが効果的？

# (参考)「知財総合支援窓口」について

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する身近な一元的な窓口を**47都道府県**に設置。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決。



特許庁 経営の悩みや課題をおうかがいします INPIT

## 知財総合支援窓口

相談無料 秘密厳守

全国共通 ナビダイヤル  
**0570-082100**  
お気軽にお電話を！

アイデア 新しい技術 営業上の情報  
デザイン ロゴマーク 商品の名称

### 連携機関

- ◎ 中小企業支援機関(よろず支援拠点、中小機構、商工会、商工会議所)
- ◎ 大学・研究機関
- ◎ 海外展開支援機関((独)工業所有権情報・研修館(INPIT)、JETRO等)

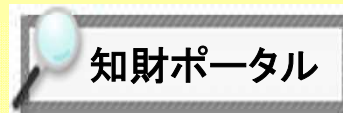
- ・ 制度説明を通じ知財の重要性を認識
- ・ 権利化かノウハウ管理か助言
- ・ 知財に関する支援施策を紹介
- ・ 海外の制度概要・手続方法等を説明
- ・ 地域団体商標制度について説明
- ・ 外部専門家チームによる支援を実施

等

窓口支援担当者(企業OB等)が支援。さらに高度な専門性を要する相談は**専門家と協働支援**。

- 弁理士 ● 弁護士 ● 中小企業診断士 ● デザイナー
- 海外知的財産プロデューサー(INPIT) 等

「知財総合支援窓口」の詳細を知りたいときは、



知財ポータル で検索！